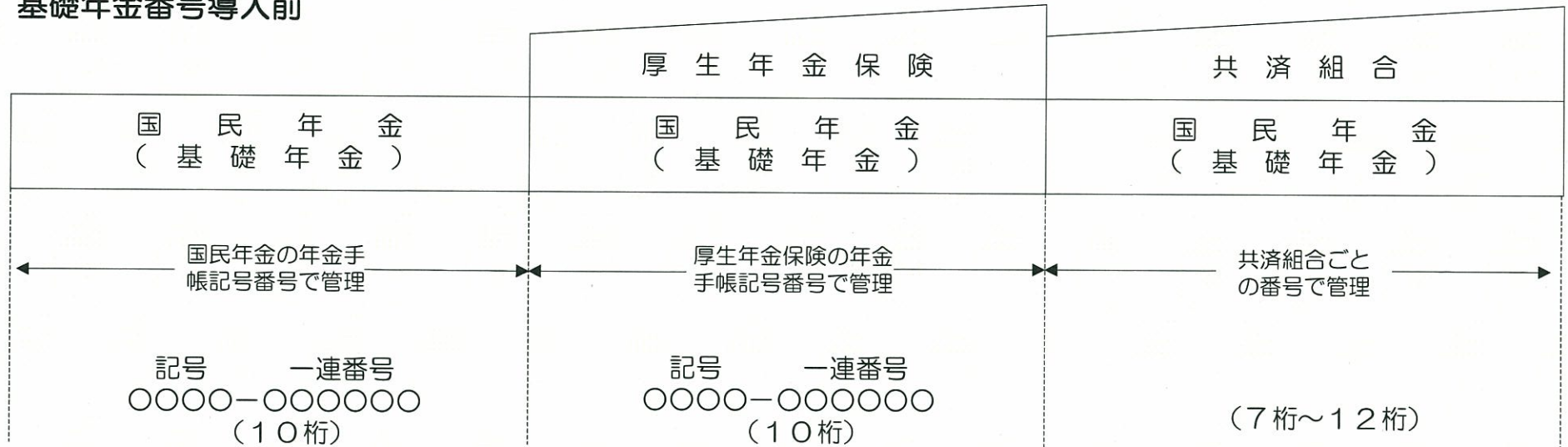
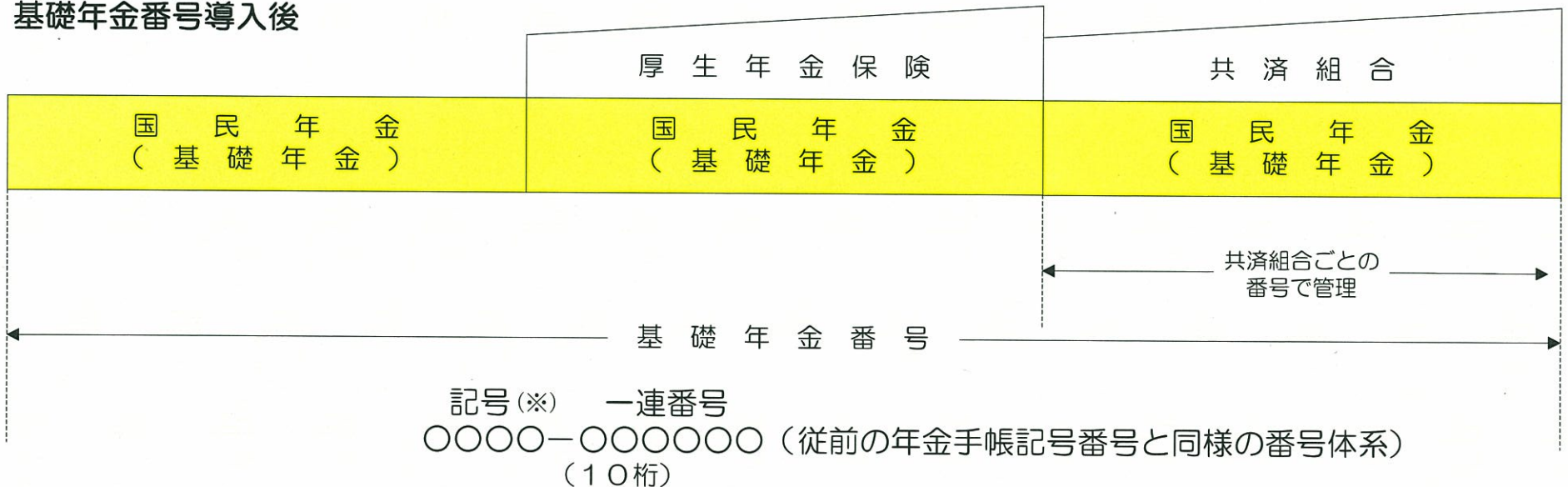


年金番号の体系と付け方

○ 基礎年金番号導入前



○ 基礎年金番号導入後



(※) 課所符号：基礎年金番号を払い出した社会保険事務所の番号

社会保険庁における住民基本台帳ネットワークシステムの活用について

【現状】（住民基本台帳法第30条の7（別表第1（平成15年2月3日施行））を踏まえた取組）

(1) 20歳到達者情報の取得による国民年金の加入勧奨等（平成15年4月～）

20歳に到達した者の本人確認情報を住基ネットから取得し、国民年金が適用されていない者（未加入者）に対して資格取得届出の勧奨等を行う。

(2) 年金裁定請求の際の住民票の写しの添付省略（平成15年10月～）

住民票コードが記載された年金裁定請求書が提出された場合は、住基ネットを利用して本人確認を行うことにより、住民票の写しの添付を省略する。

(3) 年金受給者の生存確認による現況届の省略（平成18年10月～（12月生月者から省略の対象））

社会保険庁で保有する本人確認情報と住基ネットの情報により本人確認ができた者については毎年提出する現況届を省略する。



【今後の予定】（国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号、平成19年7月6日公布）を踏まえた取組）

(1) 国民年金の未加入者対策（平成21年度中（予定））

34歳、44歳に到達した者の本人確認情報を住基ネットから取得し、国民年金が適用されていない者（未加入者）に対して資格取得届出の勧奨等を行う。

(2) 国民年金、厚生年金等の被保険者等の住所変更等の届出の省略（平成23年4月（予定）～）※

現在、国民年金、厚生年金等の被保険者・年金受給権者の住所等が変更になった場合には、市町村又は事業所を通じて届け出ている。これについて住基ネットから被保険者・年金受給者の本人確認情報を取得し、日本年金機構において記録を変更することにより、原則として住所変更等の届出が不要となる。

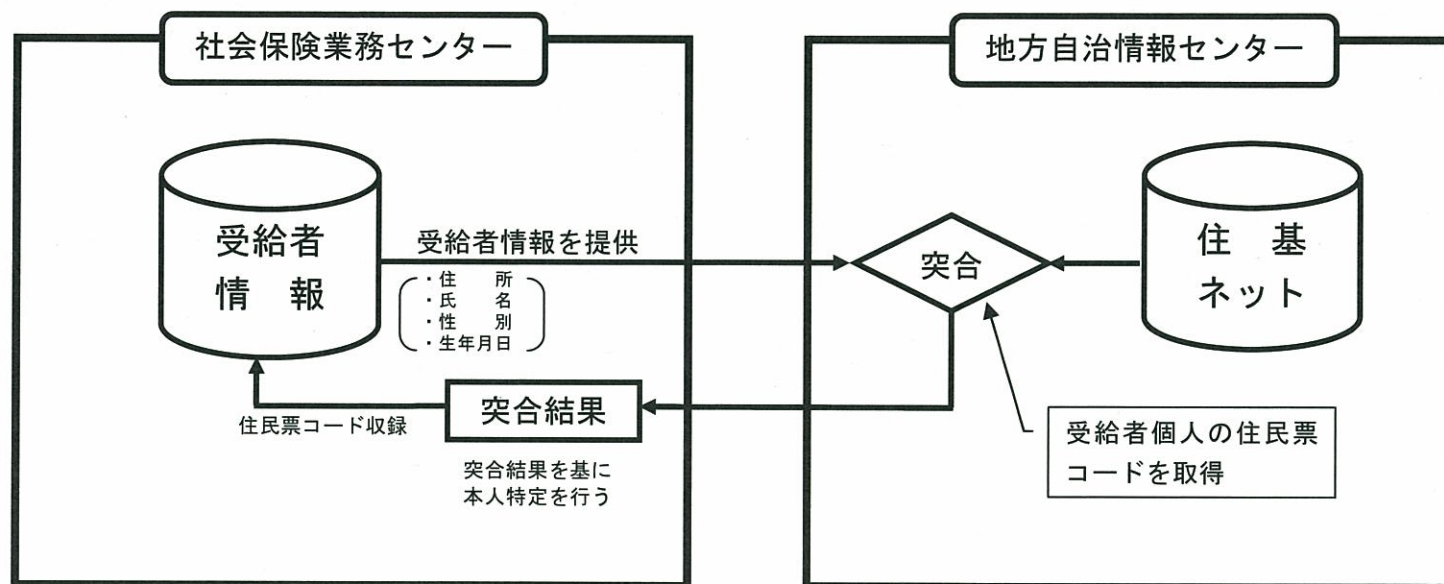
※住民基本台帳法では、住基ネットからの本人確認情報の提供先と提供目的（事務）を法律上限定していることから、同法を改正。また、原則、被保険者・年金受給者の住所変更等の届出を不要とするため、国民年金法等を改正。

住基ネットを活用した年金受給者の現況届の省略（概要図）

①住民票コード特定

（平成 18 年 4 月～9 月）

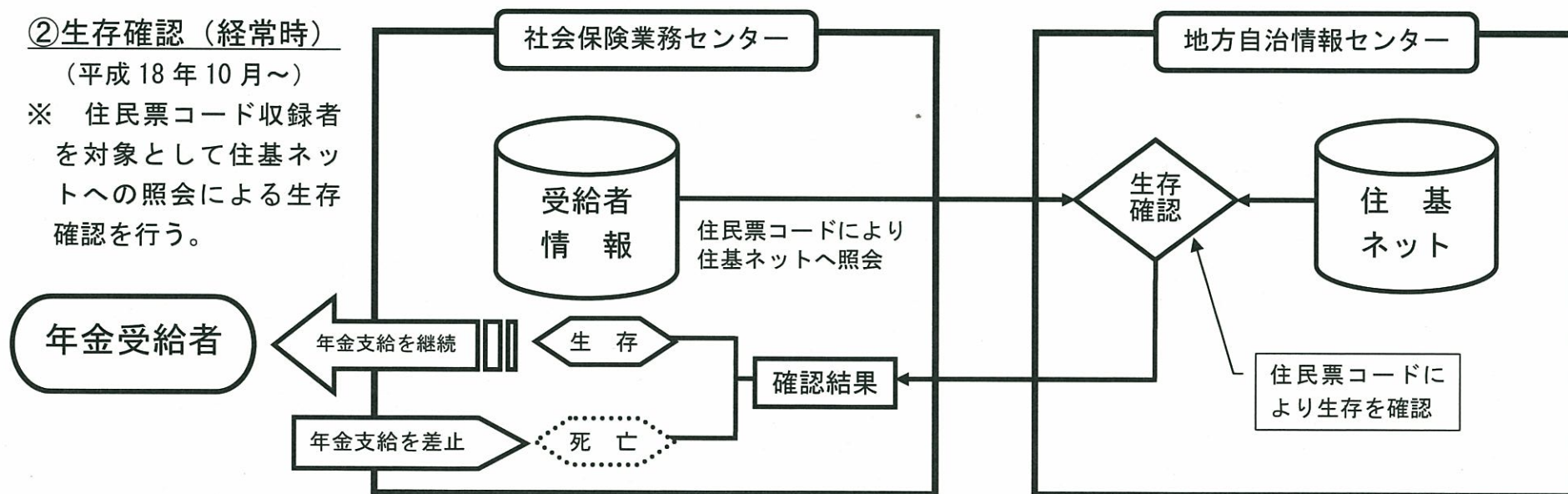
※ 平成 18 年 10 月以降も、新規裁定者等を定期的に抽出し照会を行う。



②生存確認（経常時）

（平成 18 年 10 月～）

※ 住民票コード収録者を対象として住基ネットへの照会による生存確認を行う。



「今後解明を進める記録」の解明作業の進捗状況（抜粋）

2. 住民基本台帳ネットワークによる調査について

- (1) 6月末までに住基ネットによる調査を完了し、「基礎年金番号を有していない生存者」、「5年以内の死亡者」などを特定し、解明を必要とする記録の絞り込みを行った。その結果は以下のとおり。

照会件数	1,837 万件	100.0%
該当なし	1,466 万件	79.8%
該当あり	371 万件	20.2%
生存者	314 万件	17.1%
死亡者	52 万件	2.8%
所在不明	5 万件	0.3%

（6月末までに統合済みの記録を除く。）

- (2) 「基礎年金番号を有していない生存者」のうち、まずは当該未統合記録のみで年金受給要件を満たしている方（3万人）に対して、6月末から7月末にかけて「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、8月末現在、8千人の方から回答をいただいております、そのうち「ご自身の記録である」との回答が9割である。
- (3) 「年金記録の確認のお知らせ」を送付した方からの照会に対応するため、「年金記録のお知らせ専用ダイヤル」を設置している。